

一覧表の留意点

(1)「条項の制定年又は最終改正年」欄

計画等の策定に関する規定(A)の平成19年末以降の推移を把握するため、当該規定が制定された年を記載し、その性格(義務・努力義務・できる)について改正があった場合には当該改正が行われた年を併せて記載しています。

(2)「条項の廃止年」欄

計画等の策定に関する規定(A)の平成19年末以降の推移を把握するため、平成20年以降に廃止されたものは、廃止された時点の条項番号や内容を記載した上で、当該規定が廃止された年を記載しています。

(3)「閣法/議法」欄

現在の条項が内閣提出法案により創設・改正されたものである場合については「閣」を、議員提出法案により創設・改正されたものである場合については「議」を記載しています。

(4)「策定主体」欄

○「都道府県」「市町村」欄

計画等の策定主体を記載しています。

(例) 地方公共団体が策定主体の場合 「都道府県」欄及び「市町村」欄に「 」

都道府県及び政令指定都市が策定主体の場合 同上

地方公共団体を含む組織(協議会等)が策定主体である場合には、当該組織を構成する地方公共団体を策定主体としています。

(例) 構成員に都道府県を含む協議会が策定主体の場合 「都道府県」欄に「 」

地方公共団体が設置する者(広域連合や学校等)が策定主体である場合には、当該設置する者を策定主体としています。

(例) 市町村が設置する広域連合が策定主体の場合 「市町村」欄に「○」

○「共同策定」欄

「 」: 法令上複数の地方公共団体が共同して計画等を策定することが可能である旨が明示的に規定されている場合(例えば、法律上「単独で又は共同して 計画を策定することができる」と規定されている場合)

「○」: 法令上の規定ではなく、指針、ガイドライン等でその旨が明示されている場合

「×」: 他方、法令上の規定や解釈等により、複数の地方公共団体が共同して計画等を策定することが認められていない場合

(5)「A 策定に関する規定の類型」欄

事業を実施するか否かは地方公共団体に裁量があっても、当該事業を実施する場合には計画等を策定しなければならないと規定されている場合については「義務」として記します。

(6) 「B 内容に関する規定の類型」欄

計画等の期間に関する規定や計画等の内容に影響を与える規定（「…に即して」、「…を踏まえ」等）例示化された規定（「おおむね」等）も計画等の内容に関する規定として記載しています。

計画等の内容に関する規定が策定に関する規定と一体的に規定されている場合には、策定に関する規定の性格に応じて「 」を記載しています。

（例）「…に即して、××計画を定めるよう努めるものとする」

「A 策定に関する規定の類型」及び「B 内容に関する規定の類型」の「努力義務」欄に「 」

(7) 「C 手続に関する規定の類型」欄

計画等の変更に関する規定、他の計画等との一体的な策定を認める規定等についても、手続に関する規定として記載しています。

ただし、以下のような規定は対象外としています。

- 計画に基づく取組の実施義務に関する規定
- 当該取組の実施状況の定期的な公表義務に関する規定
- 計画に定めた目標の達成についての努力義務に関する規定
- 手続等の省略など地方公共団体の負担が軽減される規定

計画等の手続に関する規定が策定に関する規定と一体的に規定されている場合には、策定に関する規定の性格に応じて「 」を記載しています。

（例）「××の意見を聴いて、 計画を定めることができる」

「A 策定に関する規定の類型」及び「C 手続に関する規定の類型」の「できる」欄に「 」を記載

(8) 「準用規定等」欄

当該条項が準用規定や読替規定、適用規定の場合には、「準用規定等」欄に「 」を記載しています。

(9) 「法定の財政支援等」欄

○ 「条項」「内容」欄等

計画等の策定を要件として財政上又は税制上の措置やその他の特例措置（以下「財政支援等」という。）が講じられる旨が、法律又は法律の委任を受けた政省令等において規定されている場合には、計画等の策定に関する規定（A）の「法定の財政支援等」欄に「 」を記載した上で、当該財政支援等が規定されている条項、その内容を記載しています。それ以外の場合は「-」を記載しています。

○ 「(参考) 補助金の名称等」欄

関係府省への照会結果を基に、令和2年12月末時点における具体的な補助金や税制上の措置、特例措置等の名称等を記載しています。なお、令和2年12月末時点における具体的な財政支援等がない場合は「該当なし」と記載しています。

(10)「法定以外の財政支援等」欄

○「(参考)財政支援等の内容」欄等

計画等の策定を要件として財政支援等が講じられる旨が、法令上ではなく通知や交付要綱等において明らかにされている場合には、計画等の策定に関する規定(A)の「法定以外の財政支援等」欄に「 」を記載した上で、関係府省への照会結果を基に、具体的な補助金や特例措置等の名称等を記載しています。それ以外の場合は「-」を記載しています。

(11)「備考」欄

計画等の策定に関する規定について、過去にその性格に係る改正があった場合には備考欄に改正内容及び改正年を記載しています。

(例) 法律の制定後、平成 23 年公布の法律により策定が義務から努力義務に改正された場合
「義務 努力(H23)」と記載